

大阪医科大学 共同研究取扱規程

(平成24年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科大学（以下、「本学」という。）が本学以外の機関等（以下、「外部機関等」という。）との共同研究について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「共同研究」とは、本学と外部機関等とが共通の課題について共同又は分担して行う研究で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 本学及び外部機関等において、共通の課題に対し、共同又は分担して行う研究で、本学が外部機関等から共同研究員及び研究経費を受け入れて行う研究
 - ② 本学及び外部機関等において、共通の課題に対し、共同又は分担して行う研究で、外部機関等から本学に共同研究員又は研究経費のどちらか一方を受け入れて行う研究
 - ③ 本学及び外部機関等において、共通の課題に対し、共同又は分担して行う研究で、共同研究員及び研究経費の受入れがない研究
- (2) 「研究代表者」とは、本学の常勤職員で本学において当該共同研究を総括する者をいう。
- (3) 「研究担当者」とは、共同研究に従事する本学の者をいう。
- (4) 「研究代表者等」とは、共同研究に従事する本学の研究代表者及び研究担当者をいう。
- (5) 「共同研究員」とは、外部機関等に属する研究者をいう。
- (6) 「共同研究料」とは、本学が受け入れる共同研究員にかかる費用をいう。

(受け入れの原則)

第3条 共同研究が教育研究上有意義であり、本学の教育研究に支障を生じる恐れがないと認められ、かつ優れた研究成果が期待できる場合に限り受け入れる。

(共同研究の申込)

第4条 共同研究を申し込もうとする外部機関等は、申込書を本学に提出しなければならない。ただし、公的機関が申込書に記載すべき事項を予め通知文書等で通知してきた場合はこの限りではない。

(受け入れの決定)

第5条 共同研究の受け入れは、学長が決定する。

2 共同研究の受け入れを決定するにあたっては、予め本学の審査の議を得なければならぬ。ただし、本学の研究に関する委員会等で審査される場合、審査を免除することが出

来る。

(契約の締結)

第6条 学長は、前条により外部機関等との共同研究の受け入れを決定した場合、速やかに外部機関等と共同研究契約（以下、「共同研究契約書」という。）を締結する。

(共同研究員の受け入れ)

第7条 外部機関等に属する研究者を共同研究員として受け入れることができる。

- 2 本学の研究代表者は外部機関等と協議の上、支障がないと認めた場合、外部機関等は申込書を本学に提出し、学長が受け入れを決定する。
- 3 本学が受け入れる共同研究員の共同研究料は、当該共同研究員を派遣する外部機関等が負担する。
- 4 共同研究料については、別に定める。

(共同研究経費)

第8条 共同研究に要する経費（以下、「共同研究経費」という。）は、次の各項に定める。

- (1) 本学は、本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担する。
- (2) 外部機関等は、共同研究の遂行のため、前号により本学が負担するもののほか、特に必要と認める謝金、旅費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下、「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連し、直接経費以外に必要と認める経費（以下、「間接経費」という。）を負担する。
- 2 本学は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、直接経費の一部を必要に応じて負担することができる。
- 3 外部機関等の施設において、共同研究経費は外部機関等が負担する。
- 4 第1項第2号に定める間接経費については、別に定める。
- 5 外部機関等は、本学が発行する請求書により、前条第3項で定める共同研究料及び第1項第2号で定める直接経費及び間接経費を本学の手続きに従い、本学の指定金融機関へ指定期日までに納付する。
- 6 既納の共同研究経費及び共同研究料は、原則として外部機関等に返還しない。ただし、本学と外部機関等との間で正当な理由のために共同研究を中止する場合、当該契約書の定めに応じて不要となった共同研究経費及び共同研究料の額の範囲内でその全部又は一部を返還することができる。
- 7 次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができる。
 - (1) 共同研究の相手先が国の機関、独立行政法人、地方公共団体その他公法人（国以外の団体等で、国からの補助金を受け、当該経費により研究を実施することが明瞭なものを含む。これらは、第4条に規定する「公的機関」をいう。）の場合
 - (2) 共同研究の相手先が前号以外の場合で、次のいずれかに該当すると学長が認めた場合
 - ① 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益性の増進及び地域振興の

推進に著しく寄与すると期待されるもの

- ② 本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの

(設備等の取り扱い)

第9条 共同研究経費より、本学において共同研究の必要上、新たに取得した設備等は本学に帰属する。

- 2 前条第3項により、共同研究の必要上、外部機関等において新たに取得した設備等は、外部機関等に帰属する。
- 3 本学で行う共同研究の遂行上、必要な場合、外部機関等から共同研究経費のほか、設備を受け入れができる。この場合における設備の搬入、据付け、撤去等及び搬出に要する経費は、外部機関等が負担する。
- 4 本学及び外部機関等が共同研究契約書において合意した場合、別の取り扱いができる。

(共同研究場所)

第10条 研究代表者等は、本学において行う共同研究に必要と判断した場合、外部機関等の施設において共同研究を行うことができる。

- 2 前項の場合において、研究代表者等が当該外部機関等の施設において共同研究を行う場合、共同研究用務のための出張として手続きをしなければならない。

(共同研究の中止又は変更等)

第11条 研究代表者は、共同研究を中止又は研究内容の変更が生じた場合、外部機関等と協議の上、外部機関等は変更申込書を本学へ提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の変更内容に応じ、外部機関等と変更の契約締結を行う。
- 3 学長は、共同研究を中止又は研究内容の変更が決定された場合の共同研究経費の追加徴収又は一部返還について、共同研究契約書の定めに基づき措置する。

(共同研究の終了報告)

第12条 研究代表者は、共同研究が終了した場合、速やかに共同研究終了報告書を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、共同研究経費の精算について、共同研究契約書に基づき措置する。

(共同研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果の公表の時期及び方法については、共同研究契約書に基づき、外部機関等と協議の上、決定する。

(知的財産の取り扱い)

第14条 共同研究の結果得られた研究成果に係る知的財産等の取り扱いは、共同研究契約書に基づき処理し、共同研究契約書に定めのない事項については、大阪医科大学知的財産取扱規程による。

(事 務)

第15条 この規程に定める事務は、研究推進課が所管する。

(雑 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年9月28日から施行する。ただし、薬学部における共同研究については、「大阪医科大学薬学部共同研究取扱規程」に定める。

附 則

この改正は、令和7年9月19日から施行する。